

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年野田市条例第40号）

改 正 案	現 行				
(個人番号の利用範囲) 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、<u>市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。</u> <u>2 市長は、別表の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> <u>3 (略)</u> <u>4 前 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> 別表(第 4 条第 1 項、第 2 項) <table><tr><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td><u>1 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例(昭和 50 年野田市条例第 12 号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></td><td><u>生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保</u></td></tr></table>	事務	特定個人情報	<u>1 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例(昭和 50 年野田市条例第 12 号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保</u>	(個人番号の利用範囲) 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。 <u>2 (略)</u> <u>3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u>
事務	特定個人情報				
<u>1 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例(昭和 50 年野田市条例第 12 号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保</u>				

	<u>険法(昭和 33 年法律第 192 号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険等給付関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報又は住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 4 号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</u>
<u>2 野田市子ども医療費の助成に関する規則(平成 15 年野田市規則第 1 号)による子ども医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの</u>